

臨時財政対策債制度の見直しに関する意見書

平成 13 年度から、地方交付税制度に導入された臨時財政対策債は、交付税特別会計の不足分を国と地方で折半するため地方自治体が発行するものであるが、実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額は後年度の基準財政需要額に算入されるため、実質的には地方交付税の代替財源と捉えている。

しかし、臨時財政対策債制度は 3 年間の臨時的な措置であったが、数度にわたる延長で長期化し、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金についても新たな臨時財政対策債を発行して賄っているような状況を見ると、臨時財政対策債の残高が累増し、公債費負担比率の上昇にもつながるなど、地方財政の健全性に大きな影響を及ぼすものとなっている。

当市においては、市民サービスの質の向上と行財政運営の健全性を堅持するため、他の地方自治体に先駆け、昭和 61 年からこれまで 5 次にわたる行財政改革に取り組んできたが、人口減少克服や少子高齢化への対応、また、公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、地域産業の活性化など、行政需要は益々増加しており、これらに対応するための財源の確保が大きな課題となっている。

こうした状況の中、地方自治体にとっては、後年度の地方交付税で措置されるべき臨時財政対策債の元利償還分が確実に措置される必要があるが、不交付団体をはじめ、地方交付税の交付額が臨時財政対策債の元利償還金を下回る地方自治体においては、後年度の地方交付税措置が実感できないのが現状となっているので、現行制度の見直しが必要であると考えます。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行によることなく、地方交付税法の趣旨に基づき、地方交付税の原資となる国税 5 税の法定率の引上げにより対応すること。
- 2 国が後年度に財源措置をすると約束した臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体に対しては別の交付金等をもって確実に措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

あて